

## オーストラリアにおける ACE導入に関する研究について

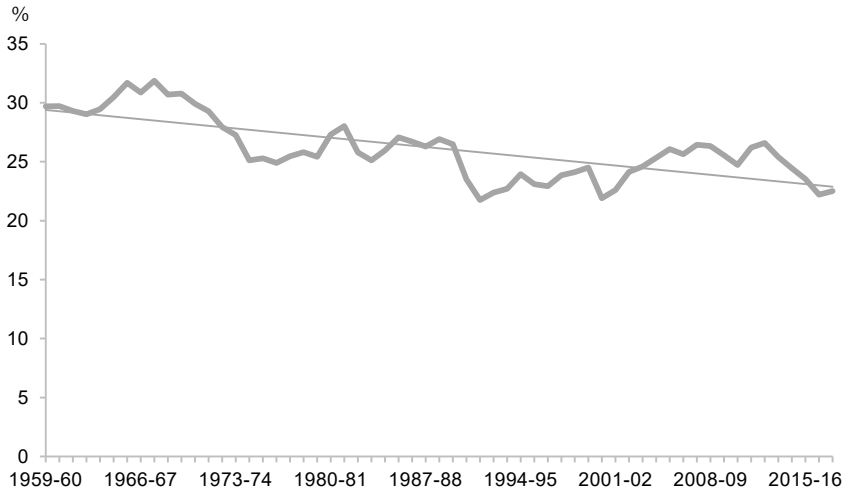
山田直夫

### 一、はじめに

図表1は、一九五九―六〇年から二〇一七―一八年までのオーストラリアにおけるGDPに対する投資の比率を示したものである。図表1から、オーストラリアでは投資の対GDP比が長期にわたって低下傾向にあることがわかる。こうした投資の低迷が生産性の低下や賃金上昇率の低下をもたらし、将来の経済成長にも悪影響を及ぼすことが懸念されている。そして投資の低迷の一因と考

えられているのが、三〇%という国際的にみて高い水準に設定されている法人税率である。以上のような背景から、オーストラリアでは盛んに法人税のあり方について議論が行われてきた。近年では、TTPI (Tax and Transfer Policy Institute) からACE (Allowance for Corporate Equity) 導入を提案する論文がいくつか発表されている。TTPIは、連邦政府からの資金提供を受けて二〇一三年に設立された独立した政策機関で、オーストラリア国立大学のクロフォード公共政策大学院によってサポートされている。また、ACEとは

図表1 オーストラリアの投資（対GDP比）



〔出所〕 Productivity Commission (2019)、Figure 2.4

Institute for Fiscal Studies (一九九一) によって提案された税制で、企業の支払利子だけでなく株式の機会費用も法人税の課税ベースから控除するというものである。従来の法人税は支払利子のみを控除するため、負債による資金調達を優遇している。それに対してACEは負債による資金調達と株式による資金調達は税制上等しく扱うので、資金調達に対して中立的である。さらに理論上、ACEは企業の投資決定に対しても中立的であることが知られている。またACEの導入は資本コストを引き下げるので、投資を促進させると考えられる。ACEは提案されただけでなく、欧州を中心に実際にいくつかの国で導入されている。図表2からわかるとおり導入国は一二か国で、現在も導入している国は九か国となっている。ただし、ACEに類似した制度を導入している国もあり、すべての国がInstitute for Fiscal Studies (一

図表2 ACEの導入状況

国名	期間
オーストリア	2000-2004
ベルギー	2006-
ブラジル	1996-
クロアチア	1994-2000
キプロス	2015-
イタリア	1997-2003、2011-
ラトビア	2009-2014
リヒテンシュタイン	2011-
マルタ	2018-
ポーランド	2019-
ポルトガル	2017-
トルコ	2015-

(注) ポルトガルは2017年以前にもACEを導入していたが適用は限定的であった。

〔出所〕 Kayis-Kumar et al. (2022) などより筆者作成

九九一)の提案に忠実な制度を実施しているわけではない。

わが国においても企業の活力低下が問題となっており、それを税制面からどのようにサポートしていくかが重要な課題となっている。そこで本稿では、TTPIの論文を紹介、評価しながら、法人税改革について考えてみたい。

## 二、TTPIの論文

### (1) 法人税と企業立地

Rose et al. (2021) は、法人税制と企業立地の関係に関する先行研究をサーベイすることを通じて、法人税制が企業の立地決定と産業構造に与える影響について検討をしている。そしてオーストラリアの法人税改革についても考察している。

Rose et al. (2021) は、FDIに関する税率の

弾力性がマイナス〇・七、半弾力性がマイナス三・三というのがこの分野のコンセンサスになっているとしている。また先行研究のサーベイから、法定税率および平均実効税率は立地決定とFDIの両方にマイナスの影響を与えることなどが明らかになったとしている。また、オーストラリアの法人税率は高い水準にあるにも関わらず、現在のところ多額の外国投資を呼び込んでいる。しかしこの投資は安定的なものではなく、収益性の高い少数のセクターに集中していると指摘している。そして、包括的な改革について議論する必要がある、ACEの導入も一つの有効な策であるとしている。ACEが有望な理由としては、現行制度からの移行が比較的容易であり、他国も導入に成功していることを挙げている。

なお、法人税が国際的な立地選択に与える影響やその度合いについては、野村（二〇二二）が主

要な研究結果を詳しく紹介している。

## (2) 政策オプション

Sobeck et al. (2021) は、オーストラリアの生産性があまり伸びていない要因の一つに法人所得税制があるとし、現在の法人所得税制に関連する主な問題は何か、これらの問題を解決するためにオーストラリアでどのような政策オプションが考えられるか、その中で最良の政策オプションは何か、という三点について考察している。

まず、現行の法人所得税制の問題として、次の七つを挙げている。一つ目は法人税率と個人所得税率の差がもたらす、いわゆる法人成りの問題。二つ目は資金調達における負債優遇。三つ目は正常収益に対する課税がもたらす投資への影響。四つ目は高い法定法人税率がもたらすオーストラリアに対する投資への影響。五つ目は実効法人税率

の変動。これは、投資の方法により適用される制度等が異なることにより同じ収益でも税負担額に相違が生じることを意味する。六つ目は経済的減価償却と税務上の減価償却の相違がもたらす投資への影響。七つ目はインピュテーション方式がもたらす投資への影響である。

以上の七つの問題を解決する政策のオプションとして、次の四つを考えている。一つ目はCBIT (Comprehensive Business Income Tax) である。この税制は、U. S. Department of the Treasury (1982) によって提案された税制で、株式の機会費用だけでなく支払利子についても法人税の課税ベースから控除することを認めないという税制である。二つ目は本稿で注目しているACEである。CBITとACEを比較すると、CBITは負債と株式について両方とも控除を認めないことで資金調達の中立性を達成するのに対して、AC

Eは両方とも控除を認めることで資金調達の中立性を達成している。三つ目はACC (Allowance for Corporate Capital) である。これはACEによく似た税制であるが、株式に明示的な控除を設けるのではなく、負債と株式を組み合わせて、両方に単一の控除を認めるというものである。言い換えると、ACEは支払利子と株式の機会費用を別々に控除するが、ACCは両方を組み合わせた capital allowance と呼ばれるものを控除する。四つ目は、一九七八年のミード報告で提案された CFT (Cash Flow Taxes) つまりキャッシュフロー課税である。このうち実際に導入されているのはACEのみである。<sup>(1)</sup>なお、法人税率の引き下げや加速償却、投資税額控除といった制度の導入は効果的な改革ではないとして、ここでは議論の対象から外している。

Sobeck et al. (2021) では、これら四つの政策

オプションが先に挙げた問題を解決できるか検討をしている。そして、ACEは四つ目の高い法定法人税率がもたらす問題と最後のインピュテーションの問題以外は、ほとんどあるいは部分的に解決可能であると評価している。そして、ACEはCBITやACCよりも多くの問題を解決し、CFTよりも導入コスト、移行コストが低いため、オーストラリアにおいてACEが最良の政策オプションであると結論づけている。

Sobeck et al. (2021) では、オーストラリアにおけるACEのデザインについても言及している。ただ、Kays-Kumar et al. (2022) がベルギーやイタリアにおける導入の経緯や効果に関する先行研究を参照しながら、オーストラリアにおけるACEのデザインについてより詳しく検討している。そこで次節では、Kays-Kumar et al. (2022) で提案されているACEのデザインを紹介する。

### 三、ACEのデザイン

#### (1) 株主基金

先述したとおり、ACEは株式の機会費用を法人税の課税ベースから控除する。Institute for Fiscal Studies (一九九一) の提案では税制上の自己資本（これを株主基金という）にみなし利子率を乗じて株式の機会費用、すなわちACEの控除額を算定する。ただし、実際の導入国では制度導入時点からの自己資本の増加分を株主基金としている国もある。Kays-Kumar et al. (2022) ではイタリアやベルギーの状況を踏まえて、自己資本の増加分を株主基金とした方が簡単に導入できる、産業界の理解が得やすい、といったことを根拠に、自己資本の増加分を株主基金とすることを提案している。

(2) みなし利子率

Kavits-Kumar et al. (2022) では、みなし利子率について詳細に検討が加えられている。まず、理論的にはリスクが企業によって異なることを考えると、みなし利子率は企業固有のものになるはずであるが、実際には「正しい」みなし利子率を設定するために必要な企業固有の情報を税務当局がすぐに入手できるわけではないとしている。そして、リスクのかなりの部分が倒産の可能性に起因することを考慮し、企業の平均的な長期借入利率に基づいてみなし利子率を設定することを提案している。さらに中小企業はより高いリスクに直面しているため、わずかではあるが大企業よりも高いみなし利子率を設定してもよいとしている。しかし実際のデザインでは、他の導入国の状況を踏まえ一〇年国債の利率を基本とすることを推奨している<sup>(2)</sup>。なお、中小企業（年間売上高が五〇〇

〇万豪ドル未満の企業）のみなし利子率は大企業に〇・五パーセントポイント上乘せするとしている。

(3) 縮小する課税ベースへの対応

ACEは法人税の課税ベースを縮小させるので、税率や企業行動に変化がなければ税収が減少することになる。ただACEは投資の促進といった企業行動の変化を促すために導入される。そして投資の促進により経済成長し、税収が増加するという効果も期待される。Kavits-Kumar et al. (2022) では、導入国に関する先行研究から、ACEに類似した制度は法人税収に重大な悪影響を及ぼさない、ACEを廃止した国があるがその要因は税収の減少ではない、ACE導入により外国資本が流入してむしろ財政的にはプラスの効果をもたらす可能性がある、といった指摘をしてい

る。そしてオーストラリアにおいても短期的には  
 税収が減少するかもしれないが長期的にはそれを  
 補うことができるとしている。また、投資促進が  
 政策目標であるため、ACE導入にあたって税収  
 中立を維持する必要は必ずしもないという指摘も  
 している。

#### (4) 法人税率の選択

(3)でも指摘したようにACEは課税ベースを縮  
 小させる。したがって、ACEを導入し且つ税収  
 中立を達成するためには法人税率を引き上げなけ  
 ればならない。しかし、税率を引き上げると多国  
 籍企業による対内投資の減少などの悪影響が考え  
 られ、ACE導入のメリットが失われる危険性が  
 ある。また、イタリアでは付加価値税の税率を引  
 き上げて法人税収の減少に対応している。こうし  
 たことを踏まえ、Kajis-Kumar et al. (2022) で

は、法人税率を現行の三〇%の水準で維持するこ  
 とを提案している。さらにオーストラリアでは中  
 小企業（年間売上高が五〇〇〇万豪ドル未満の企  
 業）に対して二五%の軽減税率が適用されるが、  
 制度を簡素化することを目的に、これを廃止して  
 三〇%に一本化することを提案している。ACE  
 を導入して中小企業に対するみなし利子率を高く  
 設定することのメリットが、二五%の軽減税率を  
 適用することのメリットを上回ると考えているの  
 である。

#### (5) 減価償却

ACEが導入された場合、一定の仮定の下で減  
 価償却費が増加すると企業の自己資本が同じだけ  
 減少することになる。また、通常の法人税で問題  
 となる税務上の減価償却費と経済的減価償却費の  
 相違による歪みが生じない。こうしたことを指摘



したうえで、Kavis-Kumar et al. (2022) では減価償却制度の簡素化を提案している。

#### (6) 中小企業への配慮

Kavis-Kumar et al. (2022) では、中小企業は負債市場へのアクセスが制限されているか全くなく、支払利子控除を活用できないため、大企業に比べて不利な立場に置かれることがよくあると指摘している。そして軽減税率は利益をあげている企業にしか恩恵がないのに対して、ACEは中小企業の投資を促進して税負担の軽減も実現するため、より良い中小企業振興プログラムとみなすことができるとしている。

具体的なデザインについては既に述べているが改めて整理すると、法人税率については中小企業に対する現在の二五%という軽減税率を廃止して三〇%に一本化し、ACEのみなし利率について

では大企業よりも〇・五パーセントポイント高く設定する。このデザインの背景にある考え方は（これも既に述べた部分があるが）、ACEの導入、法人税率の一本化、減価償却制度の簡素化のメリットが軽減税率のメリットを上回るといいうものである。

#### (7) その他

その他には、未使用のACE控除の扱いについては、リスクテイクや起業に影響のない形にすること、信託を利用した節税が多用されている現状を踏まえた対応をしていくことなどが提案されている。

## 四、結びにかえて

本稿では、オーストラリアにおけるACE導入

に向けた研究を紹介した。Rose et al. (2021) は企業立地の観点からサーベイを行い、オーストラリアの課題を明らかにしたうえで、改革案の一つとしてACEが有望であることを指摘した。So-beck et al. (2021) は現行法人税制が抱える七つの問題を、CBIT、ACE、ACC、CFTといった税制が解決できるかを検討し、比較的多くの課題を解決でき、しかも導入コスト及び移行コストが低いのはACEであると結論づけている。Kajis-Kumar et al. (2022) は導入国の実態を踏まえてオーストラリアにおけるACEの具体的なデザインについて詳しく検討している。

これらのTTPIから発表された研究について、気になった点をいくつか指摘したい。一つ目は、法人税率の引き下げについてあまり議論をしていない点である。ACEを導入せずに法人税率の引き下げを行っている国もあるので、法人税率

の引き下げについても詳しく議論をしていく必要があると思われる。二つ目は、一連の研究では主に理論的な研究成果を基にACEが投資を促進する効果があるとして議論を進めている点である。ACEの投資促進効果については、導入国を対象とした実証研究では必ずしも確定的な結論が得られているとはいえない。オーストラリアを対象としたシミュレーション分析をする必要もあると考えられる。三つ目は、キャッシュフロー課税が導入コストや移行コストの面から否定されている点である。田近(二〇一九)では、企業の活性化策としてわが国へのキャッシュフロー課税導入が提案されている。そこでは、「キャッシュフロー課税の実現に向けては、新たに「キャッシュフロー計算書」に基づく課税の仕組みを作るなどの検討が必要である」と指摘されている。実務面に着目して、キャッシュフロー課税の導入コストや移行

コストが本当に高いのかを検討する必要があるだろう。以上、気になった点を列挙したが、一連の研究では大変丁寧で具体的な議論が展開されているといえる。もちろんオーストラリア固有の問題もあり、オーストラリアにおけるACEの研究成果をそのままわが国に当てはめることはできないが、わが国の法人税改革の参考になる点も多い。引き続き、オーストラリアの議論に注目していきたい。

※ 本稿はJSPS科研費J21K01544の助成による研究成果の一部である。

(注)

- (1) ドイツでは支払利子控除に制限を設けており、その意味ではCBIITに近い制度を導入しているところを指している。
- (2) ベルギーは二年前の一〇年国債の利率をみなし利率として使用している。また、Institute for Fiscal Studies (一

九九二)ではみなし利率として中期国債の利率を推奨している。

(参考文献)

- 田近栄治(二〇一九)「成長を目指す企業をどう支えるか 法人所得税からキャッシュフロー課税に」東京財団政策研究所 <https://www.tkfdr.jp/research/detail.php?id=3242>
- 野村容康(二〇二二)「国際的な企業立地と課税」『証券レビュー』第六十二巻第六号、三七一五六頁
- Institute for Fiscal Studies (1991) *Equity for Companies: A Corporation Tax for the 1990s*, A Report of the IFS Capital Taxes Group Chaired by Malcolm Gammie.
- Kavis-Kumar, A, Rose, T and Breunig, R (2022) "Design Considerations for an Allowance for Corporate Equity (ACE) for Australia" *TTP/Working Paper 3*, 2022 March 2022.
- Productivity Commission (2019) *PC Productivity Bulletin*, May 2019.
- Rose T, Shining M and Breunig R (2021) "How Do Statutory and Effective Corporate Tax Rates Affect Location Decisions of Firms and a Country's Industry Structure?" *Tax and Transfer Policy Institute Report*. 12 April 2021.
- Sobeck K, Breunig, R and Evans, A (2021) "Corporate Income Taxation in Australia: Theory, Current Practice, and

Future Policy Directions" *Tax and Transfer Policy Institute (TTP) Policy Report* No. 01-2021.

U. S. Department of the Treasury (1992) *Integration of the Individual and Corporate Tax Systems: Taxing Business Income Once*, U. S. Government Printing Office.

(やまだ ただお・当研究所主任研究員)